

## 住基ネットの利用状況

～住基ネットの利用状況と住基カードの交付枚数とは別ものです～

住基法に定められた国の行政機関等、地方公共団体の事務の処理に関し、本人確認情報を提供

- ・ 旅券の発給申請
- ・ 厚生年金、国民年金の裁定請求
- ・ 厚生年金、国民年金の被保険者の資格の取得の届出
- ・ 厚生年金・国民年金等の支給
- ・ 恩給、共済年金の支給
- ・ 司法試験の実施
- ・ 建設業法による技術検定の実施

等

市町村間のやりとりのオンライン化

厚生年金・国民年金等における被保険者等の住所変更等の届出の省略  
(H23.4～目途)

## 住基ネットの年金未統合記録の照合への活用について

- 社会保険庁による年金未統合記録の照合作業において、住基ネットによる本人確認情報（住基法第30条の7第3項）を活用。
- 社会保険庁においてコンピューター上の突合せ等では解明できなかった記録について、住基ネットでの突合を実施。

※指定情報処理機関である（財）地方自治情報センターで、平成20年度に実施。

→突合の結果、約400万件が照合（生存者又は5年以内死亡者が判明）

- 国の行政機関等に対し年間約9900万件の情報提供
- 地方公共団体において年間約420万件の情報提供

そのため

- ※ 年間約3000万人分の現況届等が省略
- ※ 年間約450万件の住民票の写しの添付が省略

- 年間約410万件の転入通知をオンライン化  
(約560万人分)

- 被保険者等による住所変更等の届出を原則廃止

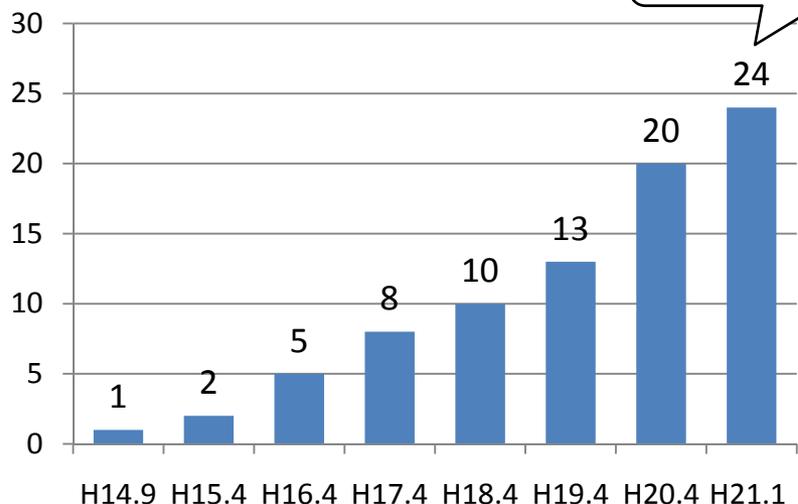
※数値は平成19年度

# 本人確認情報の利用・提供に関する条例制定状況（都道府県）

○都道府県知事、市町村長及びその他の執行機関は、それぞれ、都道府県の条例に定める事務の処理に関し、本人確認情報を利用することができる。

○平成21年1月1日現在、24都県において条例制定。

## ■ 条例制定団体数の推移



## ■ 主な利用事務（H21.1.1現在）

- ・ 地方税の賦課、徴収、減免関係事務・・・22団体
- ・ 条例による恩給等の支給関係事務・・・20団体

## ■ 条例制定団体（H21.1.1現在）

- ・ 岩手県 ・ 宮城県 ・ 秋田県 ・ 山形県 ・ 福島県
- ・ 茨城県 ・ 栃木県 ・ 東京都 ・ 石川県 ・ 長野県
- ・ 岐阜県 ・ 静岡県 ・ 滋賀県 ・ 兵庫県 ・ 和歌山県
- ・ 鳥取県 ・ 島根県 ・ 岡山県 ・ 広島県 ・ 山口県
- ・ 香川県 ・ 佐賀県 ・ 長崎県 ・ 大分県

※下線団体はH21.4施行団体

## ■ 本人確認情報利用件数

○平成19年度において、都道府県の条例に定める事務の処理に関する本人確認情報の利用件数は、29.4万件。

○このうち、本人確認情報の利用件数の多い事務

- ・ 地方税の賦課、徴収、減免関係事務 27.4万件(12団体)
- ・ 条例による恩給等の支給関係事務 0.3万件(10団体)